

平成18年3月31日付け国道有第137号で許可を受けた「都道首都高速1号線等に関する事業」の一部を次のように変更する。

2 新設又は改築に係る工事の内容中別紙-21の次に次のように加える。
別紙-22 都道首都高速3号線（改築）（渋谷入口）に関する工事の内容

3 収支予算の明細中「別紙-22」を「別紙-23」に改める。

4 料金の額及びその徴収期間中「別紙-23」を「別紙-24」に改める。

別紙-1（4）中「23,074百万円」を「23,297百万円」に改める。

別紙-3（4）中「593,074百万円」を「592,629百万円」に改める。

別紙-5（4）中「172,936百万円」を「164,246百万円」に改める。

別紙-7（3）（へ）路肩の標準幅員の表橋りょう高架部分の項中「1.25」を「1.75」に、「2.00」を「2.50」に改め、トンネル部分の項中「1.25」を「1.75又は2.50」に、「2.00」を「2.50又は3.25」に改め、土工（掘割）部分の項中「1.25」を「1.75」に、「2.00」を「2.50」に改め、同（4）中「333,626百万円」を「335,860百万円」に改める。

別紙-8（5）（ロ）中「平成26年3月31日」を「平成22年10月20日
（大師～殿町 供用開始）
平成26年3月31日
（大師～殿町 残事業完了）」に改める。

別紙-9（4）中「25,000百万円」を「25,306百万円」に改める。

別紙-10（4）中「32,896百万円」を「33,197百万円」に改める。

別紙-11（4）中「32,108百万円」を「32,158百万円」に改める。

別紙-20（4）中「13,000百万円」を「13,158百万円」に改める。

別紙-21（4）中「102,623百万円」を「105,302百万円」に改める。

別紙-21 の次に次の別紙を加える。

(別紙-22)

都道首都高速3号線(改築)(渋谷入口)に関する工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速3号線

(2) 工事の箇所

東京都渋谷区渋谷二丁目

(3) 工事方法

他の道路との接続の位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道霞ヶ関渋谷線	渋谷区渋谷二丁目	立体接続	渋谷入口(仮称)

(4) 工事予算

4,818百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

(イ) 工事の着手(予定)年月日 平成26年 4月 1日

(ロ) 工事の完成予定年月日 平成31年 3月31日

別紙-22 を次のように改める。

(別紙-23)

収支予算の明細

【単位:百万円(消費税込み)】

	新たな資産形成に係らない部分			新たな資産形成に係る部分								
	収入	支出	収支差	収入		支出			債務			
	料金収入	計画管理費	貸付料支払い	有利子借入金	無利子借入金等	新設・改築費等	修繕費等	災害復旧費	債務残高(期首)	機構への引き渡し債務		
										有利子借入金	社会資本借入金	無利子借入金
平成18年度	267,398	59,540	204,136	57,700	72,676	116,991	9,976	0	253,251	27,563	0	2,775
平成19年度	268,576	65,169	203,138	68,900	61,284	126,274	8,425	0	353,289	79,466	80,861	30,258
平成20年度	258,876	64,827	192,576	90,500	28,416	104,937	9,033	0	292,888	39,415	0	6,337
平成21年度	253,132	63,692	188,136	109,200	32,920	133,036	9,078	0	366,052	161,445	73,559	25,311
平成22年度	255,900	66,080	189,399	54,610	33,908	79,709	9,358	48	247,857	26,778	0	22,968
平成23年度	263,261	62,910	197,997	55,057	42,984	80,699	14,238	1,229	286,629	12,938	0	1,955
平成24年度	268,517	64,076	201,545	80,057	39,684	107,910	17,344	73	369,777	121,920	0	31,986
平成25年度	267,750	64,606	203,369	75,940	34,112	91,148	27,562	5,465	335,612	30,785	0	892
平成26年度	275,435	68,197	207,238	216,001	25,282	194,892	46,391	0	413,987	248,925	0	84,445
平成27年度	277,406	71,787	205,619	65,013	21,713	66,493	20,233	0	321,900	40,021	0	6,465
平成28年度	297,744	71,893	225,851	85,858	20,110	85,692	20,276	0	362,140	265,926	0	119,435
平成29年度	307,639	73,239	234,400	47,427	10,274	37,403	20,298	0	82,747	59,012	0	11,941
平成30年度	312,168	72,663	239,505	34,629	7,265	21,575	20,319	0	69,495	24,658	0	1,403
平成31年度	318,294	72,433	245,861	36,340	6,936	22,936	20,340	0	85,328	52,162	0	10,103
平成32年度	322,613	72,354	250,259	35,523	8,308	22,280	21,551	0	66,339	21,551	0	0
平成33年度	321,511	72,022	249,489	45,514	8,792	32,127	22,179	0	88,619	101,378	0	41,547
平成34年度	330,314	73,329	256,985	22,653	0	0	22,653	0	0	22,653	0	0
平成35年度	336,999	73,484	263,515	23,040	0	0	23,040	0	0	23,040	0	0
平成36年度	343,668	73,018	270,650	23,190	0	0	23,190	0	0	23,190	0	0
平成37年度	344,414	72,723	271,691	23,196	0	0	23,196	0	0	23,196	0	0
平成38年度	345,190	71,925	273,265	23,260	0	0	23,260	0	0	23,260	0	0
平成39年度	345,965	71,847	274,118	23,312	0	0	23,312	0	0	23,312	0	0
平成40年度	346,711	71,828	274,883	23,357	0	0	23,357	0	0	23,357	0	0
平成41年度	347,486	71,789	275,697	23,449	0	0	23,449	0	0	23,449	0	0
平成42年度	348,261	71,718	276,543	23,505	0	0	23,505	0	0	23,505	0	0
平成43年度	345,591	71,646	273,945	23,573	0	0	23,573	0	0	23,573	0	0
平成44年度	342,979	71,578	271,401	23,614	0	0	23,614	0	0	23,614	0	0
平成45年度	340,338	71,540	268,798	23,772	0	0	23,772	0	0	23,772	0	0
平成46年度	337,697	71,417	266,280	23,815	0	0	23,815	0	0	23,815	0	0
平成47年度	335,085	71,361	263,724	23,858	0	0	23,858	0	0	23,858	0	0
平成48年度	332,444	71,322	261,122	23,864	0	0	23,864	0	0	23,864	0	0
平成49年度	329,832	71,239	258,593	24,800	0	0	24,800	0	0	24,800	0	0
平成50年度	327,191	71,060	256,131	24,811	0	0	24,811	0	0	24,811	0	0
平成51年度	324,550	70,869	253,681	24,811	0	0	24,811	0	0	24,811	0	0
平成52年度	321,938	70,830	251,108	24,811	0	0	24,811	0	0	24,811	0	0
平成53年度	319,297	70,670	248,627	24,811	0	0	24,811	0	0	24,811	0	0
平成54年度	316,684	70,457	246,227	24,811	0	0	24,811	0	0	24,811	0	0
平成55年度	314,044	70,103	243,941	24,812	0	0	24,812	0	0	24,812	0	0
平成56年度	311,374	69,732	241,642	24,812	0	0	24,812	0	0	24,812	0	0
平成57年度	308,762	69,368	239,394	24,393	0	0	24,393	0	0	24,393	0	0
平成58年度	306,121	68,979	237,142	24,393	0	0	24,393	0	0	24,393	0	0
平成59年度	303,480	68,763	234,717	24,393	0	0	24,393	0	0	24,393	0	0
平成60年度	300,867	68,636	232,231	24,393	0	0	24,393	0	0	24,393	0	0
平成61年度	298,227	68,522	229,705	24,393	0	0	24,393	0	0	24,393	0	0
平成62年度	148,212	46,225	101,987	7,967	0	0	7,967	0	0	7,967	0	0
計	13,889,941	3,121,466	10,756,261	1,838,138	454,664	1,324,102	976,470	6,815		1,993,812	154,420	397,821

(注)新たな資産形成に係る部分の支出には、建設期間中に係る一般管理費及び利息が含まれる。

別紙-23〔1〕三. 中「消費税額及び地方消費税相当額」を「消費税額及び地方消費税額に相当する額」に改め、次のただし書きを加える。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

別紙-23〔2〕一. (注) B中「会社」を「首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）」に、「平成26年」を「平成28年」に改める。

別紙-23〔2〕三. 中「消費税額及び地方消費税相当額」を「消費税額及び地方消費税額に相当する額」に改め、次のただし書きを加える。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

別紙-23〔3〕一. (1)(ハ)を削る。

別紙-23〔3〕一. (2)(イ)中「首都高速道路株式会社（以下「会社」という。）」を「会社」に、「ETCシステム利用規程(平成20年12月1日)」を「ETCシステム利用規程(平成24年12月6日)」に改める。

別紙-23〔3〕一. (3)(ロ)割引率等の表を次のように改める。

利用区間	料金距離	割引額	
		平成28年3月31日まで	平成28年4月1日以降
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目から同区浮島町まで[大師出入口から川崎浮島ジャンクション[一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)からの通行に限る。]まで]。	5.6km	0円	190.47円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から同区浮島町まで[殿町出入口から川崎浮島ジャンクション[一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)からの通行に限る。]まで]。	3.5km	0円	380.95円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで(東扇島出入口から川崎浮島ジャンクションまで)。	4.1km	380.95円	380.95円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から同区浮島町まで[東扇島出入口から川崎浮島ジャンクション[一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)からの通行に限る。]まで]。	4.1km	0円	380.95円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島まで(殿町出入口から東扇島出入口まで)。	7.6km	238.09円	238.09円
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31)から(34)及び(36)	12.0km超 18.0km以下	428.57円	428.57円

の路線における各出入口等(殿町出入口及び東扇島出入口を除く。)から川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区浮島町(川崎浮島ジャンクション)まで。	18.0km超 24.0km以下	619.04円	619.04円
	24.0km超	809.52円	809.52円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区大師河原一丁目又は神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目(大師出入口又は殿町出入口)から首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31)から(34)及び(36)の路線における各出入口等[川崎浮島ジャンクション[一般国道409号(東京湾横断・木更津東金道路)からの通行に限る。]を除く。]まで。	12.0km超 18.0km以下	428.57円	428.57円
	18.0km超 24.0km以下	619.04円	619.04円
	24.0km超	809.52円	809.52円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島(東扇島出入口)から首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31)から(34)及び(36)の路線における各出入口等(川崎浮島ジャンクションを除く。)まで。	6.0km超 12.0km以下	238.09円	238.09円
	12.0km超 18.0km以下	428.57円	428.57円
	18.0km超 24.0km以下	619.04円	619.04円
	24.0km超	809.52円	809.52円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで(殿町出入口から湾岸環八出入口まで)。	5.8km	142.85円	142.85円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで(東扇島出入口から湾岸環八出入口まで)。	6.4km	171.42円	171.42円
川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで(殿町出入口から空港中央出入口まで)。	5.8km	142.85円	171.42円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目まで(東扇島出入口から空港中央出入口まで)。	6.4km	171.42円	171.42円
神奈川県道高速湾岸線のうち神奈川県川崎市川崎区東扇島又は川崎市道高速縦貫線のうち神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目(東扇島出入口又は殿町出入口)から首都高速道路の路線名中、(1)から(23)、(26)から(30)の路線における各出入口等(湾岸環八出入口及び空港中央出入口を除く。)まで。	12.0km超 18.0km以下	133.33円	133.33円
	18.0km超 24.0km以下	152.38円	152.38円
	24.0km超	171.42円	171.42円
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31)から(34)及び(36)の路線における各出入口等(殿町出入口及び東扇島出入口を除く。)から都道高速湾岸線のうち東京都大田区羽田空港三丁目(湾岸環八出入口又は空港中央出入口)まで。	6.0km以下	142.85円	—
	6.0km超 12.0km以下	171.42円	171.42円
	12.0km超 18.0km以下	200円	200円
	18.0km超 24.0km以下	228.57円	228.57円

	24.0 km超	257.14円	257.14円
首都高速道路の路線名中、(24)、(25)、(31) から (34) 及び (36) の路線における各出入口等(殿町出入口及び東扇島出入口を除く。) から首都高速道路の路線における各出入口等(湾岸環八出入口、空港中央出入口及び川崎浮島ジャンクションを除く。) まで。	6.0 km超 12.0 km以下	114.28円	114.28円
	12.0 km超 18.0 km以下	133.33円	133.33円
	18.0 km超 24.0 km以下	152.38円	152.38円
	24.0 km超	171.42円	171.42円

別紙-23〔3〕一.(5)(ロ)及び(ハ)中「平成26年」を「平成28年」に改める。

別紙-23〔3〕一.(6)(ロ)中「100円」を「95.23円」に、「200円」を「190.47円」に改め、同〔3〕一.(6)(ハ)中「平成26年」を「平成28年」に改める。

別紙-23〔3〕一.(7)(ロ)中「100円」を「95.23円」に、「200円」を「190.47円」に、「400円」を「380.95円」に改め、同〔3〕一.(7)(ハ)中「平成26年」を「平成28年」に改める。

別紙-23〔3〕一.(8)(ハ)中「平成26年」を「平成28年」に改め、同〔3〕一.(8)(ロ)中表A及び表Bを次のように改める。

表A

出入口等	料金距離	割引額	
		普通車	大型車
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速板橋戸田線との接続部、戸田、戸田南、高島平、高速自動車国道東関東自動車道水戸線又は高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部、三郷、八潮、八潮南、加賀、鹿浜橋、高速自動車国道東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部、千鳥町	18.0 km超 30.0 km以下	95.23円	190.47円
高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部、新井宿、安行、新郷	24.0 km超 30.0 km以下	190.47円	380.95円
	18.0 km超 24.0 km以下 又は30.0 km超 36.0 km以下	95.23円	190.47円

表B

出入口等	出入口等	割引後の額	
		普通車	大型車
入谷、上野、本町、勝島、鈴ヶ森、平和島、空港西、羽田、高速自動車国道第一東海自動車道との接続部、用賀、三軒茶屋、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線との	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北	666.66円	1,333.32円

接続部、高井戸、永福、幡ヶ谷、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線と埼玉県道高速板橋戸田線との接続部、戸田南、高島平、中台、板橋本町、北池袋、東池袋、護国寺、飯田橋、一ツ橋、高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線及び高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速葛飾川口線との接続部、新井宿、安行、新郷、加賀、鹿浜橋、高速自動車国道東関東自動車道水戸線又は高速自動車国道常磐自動車道と埼玉県道高速足立三郷線との接続部、三郷、八潮、八潮南、加平、堤通、向島、駒形、一般国道14号（京葉道路）との接続部、一之江、小松川、錦糸町、福住、木場、塩浜、枝川、高速自動車国道東関東自動車道水戸線と千葉県道高速湾岸線との接続部、千鳥町、浦安、舞浜、葛西、新木場、有明、川崎浮島ジャンクション、湾岸環八、空港中央	の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部		
--	---	--	--

別紙-23〔3〕一. (9) (ロ) 中「100円」を「95.23円」に、「200円」を「190.47円」に改め、同〔3〕一. (9) (ハ) 中「平成26年」を「平成28年」に改める。

別紙-23〔3〕二. (5) (イ) 重複適用の有無の表を次のように改める。

	環境							
前納	○	前納						
大口	○	×	大口					
中環	○	○	○	中環				
乗継	○	○	○	—	乗継			
放射	○	○	○	○	—	放射		
埼玉	—	○	○	—	—	—	埼玉	

○・・・適用あり
 ×・・・適用なし
 —・・・重複し得ない

(注) 「環境」、「前納」、「大口」、「中環」、「乗継」、「放射」、「埼玉」は、それぞれ、環境ロードプライシング割引、ETC前納割引、大口・多頻度割引、中央環状線迂回利用割引、会社間乗継割引、放射道路端末区間割引及び埼玉線内々利用割引を指す。

別紙-23〔3〕二. の次に次のように加える。

三. 消費税等の取扱い並びに割引額又は割引後の額の単位

記一. 各項に定める割引額、割引後の額に消費税法及び地方税法にて定める消費税額及び地方消費税額に相当する額を加算し、四捨五入により10円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、事前に国土交通大臣に届出を行うことで、切捨てにより、10円単位の端数処理を行うことができる。

「別紙23」を「別紙24」に改める。